

北九州市内の産業用地の現状

1 市所有産業団地の分譲状況

単位：m²

対 象	分譲済 (リース含) A	未分譲 B	分譲率 (%) (A/A+B)
北九州市全域 (11箇所)	6,862,717	122,669	98.2%
	約686ha	約12ha	約98%

【参考】分譲中の市所有産業団地

単位：m²

団 地 名 (所在地)	分譲済 (リース含) A	未分譲 B	分譲率 (%) (A/A+B)
北九州空港跡地産業団地 (小倉南区曾根北町)	270,723	76,879	77.9%
サイエンスパーク (若松区青葉台西6丁目)	73,210	45,790	61.5%
マリナクロス新門司(※) (新門司2期臨海造成地) (門司区新門司北1・2・3丁目)	1,440,875	0	100.0%

※マリナクロス新門司は、一部埋立地造成中。造成完了後、随時分譲。

2 産業用地として紹介している民間所有地等 約100ha

地域未来投資促進法による特例措置を活用した 産業用地創出の取組について

1 特例措置の概要

<p>(対象用地) 「福岡県地域未来投資促進基本計画」に定められた地域経済牽引事業に該当する施設の用地</p> <p>(対象分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長ものづくり分野 (自動車、半導体、宇宙ビジネス、 □ロボット関連産業等) ・物流関連分野 ←R6.4 追加 ・IT関連産業分野 (データセンター等) ←R6.4 追加 ・グリーン関連分野 ・バイオ・メディカル分野 ・観光関連産業分野 ・農林水産分野 ・クリエイティブ産業分野 <p style="text-align: right;">計8分野</p>	<p>(特例措置①) 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、市街化調整区域においては開発を抑制</p> <p style="text-align: center;">▽ (地域未来法活用)</p> <p>所要の手続を経ることで、 市街化調整区域のまま開発許可が可能</p> <p>【対象施設】・高速道路等のICや幹線道路に近接した区域における「工場」、「研究施設」、「物流施設」 ・変電所近傍における「データセンター等 (10ha 以上)」</p>
	<p>(特例措置②) 農用地区域や第一種農地は、原則、農地転用不許可</p> <p style="text-align: center;">▽ (地域未来法活用)</p> <p>地域経済牽引事業に該当する施設の用地を整備する場合、農地転用が可能</p>

2 特例措置適用に向けた手続の流れ（北九州市の取組状況）

